

「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」

平成 24 年 6 月

焼津市自治基本条例検討市民会議

1 基本的な考え方

(1) 今なぜ、「自治基本条例」が必要なのか？

自治の原点は、市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくることです。いま改めて、この当たり前のことが問われています。

○必要な理由①：地方分権

～今までのような国・県にお任せの仕組みではもたなくなってしまうので、焼津市の自治のやり方は焼津市の人達が考えなければならなくなった。(焼津の特色を生かした活気のあるまちづくり、市民・議会・行政の意識改革、より良いまちづくりのための仕組みづくり、情報の共有)

○必要な理由②：人口減少と少子高齢化

～今後急激に人口は減り、高齢化が進む。その中で、子や孫の世代が幸せに暮らせる社会を渡していかなければならない。(市税収入の減・社会保障費の増で市財政の硬直化⇒今までのサービス提供ができなくなる ⇒ 市民協働が必要となる⇒ルールが必要となる)

○必要な理由③：東日本大震災

～震災は様々なことを考えさせてくれた。もし大災害があっても被害を最小限にできるまちにしていかなければならない。(災害に強いまちづくり⇒安心して住み続けることができるまちづくり、世代を超えた人と人のつながり・コミュニティの充実、市民・議会・行政のつながり)



★自分たちのことは自分たちで決めて (自己決定)、決めたことに責任を持つ (自己責任)

★自分たちのまちの身近な課題を自分たちで解決していこう！

★人は一人では生きていけない。生活する住民自らが住民中心の社会を創っていこう！

⇒ 次の時代を切り拓く、まちのルールが必要

(2) 理念 (焼津市が目指す自治の姿・根幹の考え方)

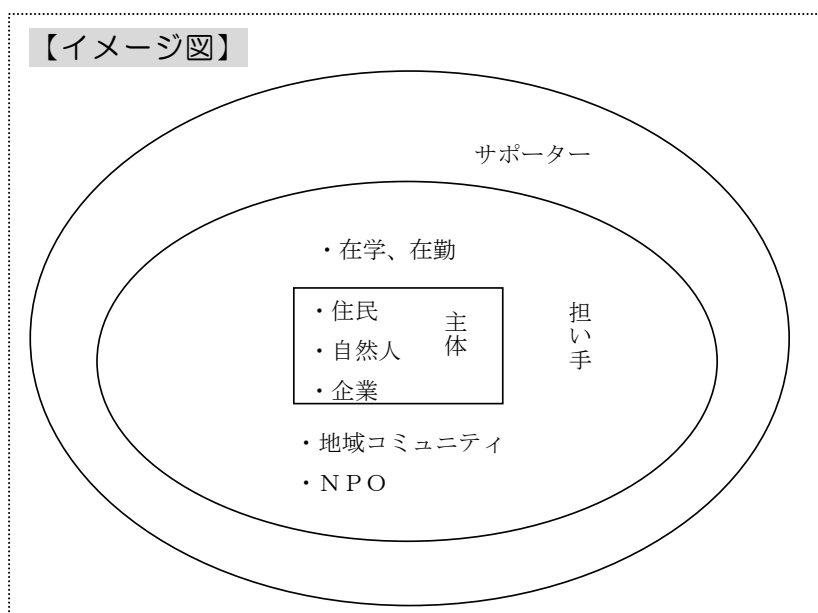
- ① 世代を超えた人と人、市民・議会・行政の「つながり」(連携・協働)のあるまち
- ② コミュニティが進化・活性化し、満足度(幸福度)が高いまち
- ③ 焼津の自然や文化を愛し(L o v e 焼津)、平和を尊ぶ、誇れるまち(誰もが訪れたくなるまち)
- ④ 安心して暮らし続けることができるまち
- ⑤ 未来の焼津市を担う子どもをみんなで育て、子や孫の世代まで、幸せに暮らし続けることができるまち
- ⑥ 市民・議会・行政のお互いの活動が見えるように情報の共有化ができるまち
- ⑦ 焼津市の豊かな資源(海・山・川・港など)や産業を生かした活気のあるまち
- ⑧ 近隣のまちや、県、国、海外の国々と力を合わせ交流するまち

これらを目指して、「オール焼津」(市民、企業、議会、市役所等みんなで)進むまち

2 市民のあり方

(1)市民とは誰なのか？市民の範囲

- ・法律上の住民（自然人・法人・外国人も含む）に加え、在学・在勤の人も含めて「市民」としてはどうか
- ・さまざまなまちの担い手の位置づけ・役割
 - ・外国人→主体として定める ⇒啓発等が必要
 - ・住民でない人も貢献できる、大事にされる
 - ・事業者の役割
- ・住民と市民のつながりを検討する必要がある
- ・まちは誰が創っていくか？在学・在勤の人と住んでいる人では重みが違う。



(2)市民の権利

- ・市民の権利 （例）参加、住民投票

(3)市民の役割・責務

- ・市民全員が当事者意識を持つ
- ・市民一人ひとりが、
 - …自らの命を守るための備えをする
 - …世代間・立場の分け隔てなくお互いに健康でいきいきと暮らせるよう助け合う
 - …焼津を学び、焼津を発信できるよう心掛ける
 - …環境に配慮し、人と自然を調和させていく
- ・市民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合う住民像を描きたい
- ・子ども達の世代が持続して住めるまちになっていくか、その時の住民像を条例に描く

(4)市民を分類して、役割等記述するか？

- ・事業者の役割
- ・事業者は市民に自分たちの産業を理解してもらい、市民も産業をバックアップする
- ・焼津のようなまちでは「事業者」の役割は大きい、焼津の特徴として大事

3 議会・議員のあり方・仕事ぶり

(1) 議会の役割

- ・ 条例の文中に、議会及び議員の役割を明記する

(2) 議会の活動

- ・ 議会が活発に活動してほしい（市民目線で）

(3) 議会の責務

- ・ 議会（議員）活動を市民に分かり易く伝える
- ・ 議会（議員）の役割として、広範囲な市民意見の聴取に努める

(4) 議員

- ・ 議員の役割として、自らが政策提案に努める

(5) 条例に沿った議会のしくみづくりと規則等の整合

- ・ 自治基本条例と議会運営のための諸規則を見直すこと

4 行政のあり方・仕事ぶり

(1) 行政とは（私たちが考える定義）

(2) 行動原理・原則

(3) 運営のあり方

- ・ PDCA の徹底（各段階において、市民・議会の参画・協働を保障する）
- ・ 前例主義の廃止

(4) 情報提供・情報共有のあり方

- ・ 情報の共有…収集、提供、場づくり（全ての人が情報にアクセスできる）

(5) 組織のあり方

- ・ 縦割り行政の廃止、組織運営の見直し

(6) 財政のあり方

- ・ 効率的な財政運営

(7) 職員

- ・ 行政職員も「市民」であることを意識する（市民目線）

(8) 施設

- ・ 市の公共施設を安心して使えるように（焼津版ハートビル条例）

(9) 市民との協働の原則としくみ

- ・協働のしくみづくり（責任と役割）
- ・新しい公共政策（行政だけでやるのではなく、行政・市民の役割を見直す）

(10) その他

5 まちづくり（自治）の考え方・進め方と仕組み

(1) 地域・コミュニティ

- ・市民が集い、つながるコミュニティづくり
- ・地域の自治、市民活動
- ・コミュニティの場
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
- ・今の自治会が「楽しくない」
- ・コミュニティの範囲を考える
- ・地域の自治会や町内会をどのようにしていくか？法律で空白、これをどう埋めるか
- ・地域の組織を伸ばす視点から、条例に大きく書き込むべき
- ・コミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが、大きな流れ
- ・協力できる、助け合える国民性が強み

(2) 協働・参加・集う場

- ・コミュニティの場（再掲）
 - …既存の場(公民館・公会堂)の有効活用と情報発信
 - …まちづくりのサポート・コーディネート及び育成
 - …市民がまちづくりに参加しやすい場づくり
- ・意見を知る場、言う場を（市民パブをつくる！）
- ・参画協働（目的の共有、対等な関係、相互理解、自主性の尊重）
- ・市民が自発的に参加したくなるしくみづくり
- ・(市民、行政の)協働（コラボレーション）を促すしくみづくり
- ・NPOや市民活動団体が頑張れるように、それに関する記述を充実する
- ・市民活動に関しては、議員及び自治会との関係を理解する必要がある
- ・市民活動に従事する場合の、基本的な考え方、義務&責任
- ・信頼される 市民活動とは？
- ・協働とは？
- ・行政と市民活動団体、信頼関係を築く仕組みを確認して置く必要がある

(3) 情報公開の仕組み

- ・概念だけでなく、具体的な方策も盛り込む
- ・情報の公開（発信）、共有の推進…目に見える議会・行政・市民
- ・情報を“取りに行く”ための市民の意識改革
- ・まわりから来ている人から意見を聴くしくみ

- ・まちづくりの情報に簡単にアクセスできるようにする
- ・発信の多様性が重要
- ・問いかけられた側にも言いやすいしくみ
- ・言ったことを酌みやすいしくみ
- ・行政の情報だけでなく、市民がもつ情報の発信や市民間の情報交換という発想も必要
- ・市民が力を出せる情報発信のしくみ

(4) 評価

- ・行政、議会の仕事ぶりの評価

(5) 住民投票

- ・住民投票

(6) 安全・安心なまちづくり

- ・危機管理対応（市民と協働するもの）
- ・安心、安全なまちづくり
 - …司法警察、市民と協働した防犯、防災・事故の防止
 - …医療・福祉・防災の環境づくり
 - …交通ネットワーク（ゆりかごめ）の充実

(7) 子ども支援・育成、子育て支援

- ・子どもが多様な世代との交流、未来を担う子どもたちのまちづくり参加と育成
- ・子育て（・物心両面のサポート ・保育施設の充実 ・地域の資源、人、ものの活用）

(8) 人にやさしい、まちづくり

- ・医療の充実（・料金設定 ・災害時の体制）
- ・高齢者、障害者にやさしいまちづくり（福祉の充実）
- ・焼津のまちを国際拠点に（例）表記は日本語以外も義務付ける（スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハングル、英語）

(9) 『焼津 Love』

- ・焼津の資源を活かした健康づくり（海(魚)・川・山)
- ・文化、歴史 焼津のいいところ探しと発見、発信
 - 市民がいいところ探しの記者になる『焼津 Love』→情報発信

(10) 焼津ブランドの創造

- ・地場産業を活性化して焼津ブランドを高める

(11) 平和の発信によるまちづくり

- ・第五福竜丸、第三の被爆のまちを特色として、世界に平和を訴えていくまち

(12) 幸福度を高めるまち

- ・幸福度・満足度が高いまち

(13) 広域行政

- ・ 広域的行政を進めて、効率化と交流人口を増やす

(14) 焼津の独自性

- ・ 焼津の特色や独自性をどのように盛り込むか

(15) その他

- ・ 歌でまちを明るくする
- ・ 排除とかネガティブな発想では、もう発展はない
- ・ 同じ住民でも、自然人と企業の間で、溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合うしくみが必要

6 条例を活かすための仕組み

(1) 実効性の確保のしくみ

- ・ 条例の実効性の確保

(2) 運用上の留意点

- ・ (議会) 自治基本条例が順守されるように、評価委員会を設置する
条例を守り、議会の運営を行うこと
- ・ (行政) この条例の運用について、基本的考え方・しくみ

(3) 見直しの手続き

- ・ この条例の見直し
- ・ まちづくりは時間がかかる。まちの方向はみんなで創っていくものなので「活かすためのしくみ」を盛り込む

7 名称・愛称について

「焼津市自治基本条例」で良いか？

- ・ 焼津 “ええとこ” 市民でウォッチ！基本条例
- ・ オール焼津自治基本条例 (ラブ) (やいづ)
- ・ ふるさとやいづ条例
- ・ みんなでやらざあ～条例
- ・ パワーUP！やいづ条例
- ・ やいづ未来条例
- ・ LOVE 焼津まちづくり条例
- ・ 市民条例 など